会 議 録

開	催日時	令和 4 年 8 月 2 日 (火) 午後 3 時 0 0 分 開会 午後 3 時 3 8 分 閉会		
場	所	旭川市役所 総合庁舎議会棟 2階 第1委員会室		
出	構成員	市長 今津 寛介,教育委員会教育長 黒蕨 真一教育委員 本田 哲嗣,教育委員 滝山 義之 教育委員 近藤 美保		
	事務局	総合政策部長 熊谷 好規 総合政策部政策調整課長 北嶋 一雅		
席者	教育委員会 事務局職員	学校教育部長 品田 幸利 学校教育部次長 石原 伸広 学校教育部次長 辻並 浩樹 学校教育部次長 眞田 眞		
	市長部局職員	子育で支援部長浅田 斗志夫子育で支援部次長岩崎 功子育で支援部主幹鎌田 博文		
傍	聴 者	1 4 人		
公月	뢲・非公開の別	公開		
会	1 報告事項 (1) いじめの重大事態に係る調査の状況について 2 協議事項 (1) いじめ対策専門部署の設置について (2) いじめ対策に係る地域連携について (3) 「(仮称) いじめ防止条例」の制定について (4) その他			

			内容
発	言	者	発 言 要 旨
総	合政策	部 長	《 開 会 》 定刻になりましたので、これより、令和4年度第2回旭川市総合教育会議を始めさせていただきます。 はじめに、本日お配りしている資料について確認いたします。 まず、次第が1枚、資料1として、資料 $1-1$ 「いじめ対策専門部署の設置について(素案)」が4枚、資料 $1-2$ 「いじめ対策に係る地域連携について」が1枚、続いて、資料 2 として、資料 $2-1$ 「「(仮称) いじめ防止条例」制定に向けた取組の進捗状況について」から資料 $2-4$ までの4枚つづりとなっているものをお配りしております。不足等はないでしょうか。

市

長

それでは、開会に先立ちまして、市長から一言御挨拶を申し上げます。 皆様こんにちは。本日は、お忙しい中、教育委員の皆様にお集まりいた だき、誠にありがとうございます。また、昨日は市政施行100年記念式 典に御参加いただき、感謝申し上げます。

さて、全国的に注目を集めているいじめの重大事態については、現在、 最終報告に向け調査が進められておりますが、市長として、旭川市いじめ 防止等対策委員会の辻本委員長に御遺族の要望に応じていただけるよう質 問書を提出するなど、本年度の第1回総合教育会議以降も御遺族の心情に 寄り添うべく、できる限り尽力してまいりました。

今後とも、御遺族の意向に寄り添った対応を行うとともに、市民の生命、 身体の安全を守る責務を持つ市長として、一刻も早く真相解明に向けた調 査が進められるよう、全力を尽くしてまいりたいと考えています。

また、同時に、悲しい事態を二度と起こさないよう、いじめ対策の充実に向けた体制の構築を進めることも、私に課せられた使命でございます。

そのため、市長部局と教育委員会が連携し対応する「旭川モデル」の構築に向け、いじめ対策専門部署の設置や、「(仮称)いじめ防止条例」の制定について、第1回総合教育会議において、それぞれの検討状況等について共通理解を図らせていただき、その後、各担当部局の連携の下、取組が進められているところですが、本日は、現在の進捗状況や方向性等について、確認をしていただき、共通理解を図ることで、今後の「旭川モデル」の構築に向けた取組を着実に進めてまいりたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

総合政策部長

それでは、旭川市総合教育会議運営要綱第3条に基づき、ここから先は 市長に進行をお願いします。

市長

報告事項(1)「いじめの重大事態に係る調査の状況について」,報告をよろしくお願いします。

学校教育部長

現在調査中のいじめの重大事態に関わりまして,前回5月13日の総合教育会議以降の動きとして,既に報道発表等も行っておりますが,5月30日には御遺族側弁護団から中間報告に対する所見書が提出されており,内容としては,中間報告に対する所見として,いじめ認定まで3年もの期間,いじめ早期発見,早期対応を求める法の趣旨に反する,学校がいじめを3年前に認定し,早期対応を進めていれば,最悪の事態は避けられた,いじめと自殺との因果関係だけではないの3項目,中間報告に対する疑問点として,中間報告の前,遺族に対して事実確認をしていない,加害者と教職員の供述だけで事実認定をしている,被害者の尊厳を傷つける事実認定など10項目が記されているところです。

また,6月21日は御遺族側弁護団から追加で意見書が提出されており, 内容としては,加害者のアンケート調査結果の開示を求めること,アンケート調査結果を踏まえたいじめの認定がされていないことなどが記されているところです。

併せまして,御遺族側弁護団からの所見書に関しまして6月9日付けで市長から対策委員会委員長に対し,御遺族を聴取する予定の有無,最終報告において,いじめ認定の判断プロセスを明示する予定,最終報告書の提出時期など6項目の質問書が提出され,対策委員会委員長から6月20日付けで回答があったところでございます。

教育委員会といたしましては、所見書、意見書に関しまして、対策委員会に対し6月10日及び6月24日にいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの趣旨や所見書、意見書の内容を尊重し、適切に対応いただくこと、8月末までに最終報告をまとめることなどの要望を行っております。対策委員会からは所見書、意見書に関しては内容を踏まえ、適切に対応をしていくと伺っております。

また、調査の進捗状況といたしましては、現時点で今年度は11回の対

策委員会を開催しているところでありますが、御遺族をはじめとした関係者の聴き取り調査などは7月中旬までに全て終了し、現在、報告書の作成などの作業が精力的に進められているところであり、最終報告は8月末を目途に作業を行っていると伺っております。

市長

続きまして,協議事項に移りたいと思います。

協議事項(1)「いじめ対策専門部署の設置について」及び協議事項(2)「いじめ対策に係る地域連携について」,一括で説明をお願いします。

子育て支援部長

いじめ対策の旭川モデルは、来年4月からスタートさせることを目指しており、前回5月の総合教育会議で説明しましたとおり、4月に庁内検討会議を設置し、関係部局で検討してきたところですが、この度、「いじめ対策専門部署」と「いじめ対策に係る地域連携」についての素案がまとまりました。

今後は、この素案等をもとに、いじめ対策に関する有識者懇談会を開催 し、教育、心理、法律等の専門家から意見を聴取するほか、関係者との意 見交換や庁内調整などを経て、組織体制を決定してまいりたいと考えてお ります。

それでは、それぞれの内容について、実務担当であります子育て支援部 主幹の鎌田から御説明申し上げます。

子育て支援部主幹

初めに協議事項 (1) 「いじめ対策専門部署の設置について」であります。資料 1-1 を御覧ください。

この専門部署設置の基本的な考え方についてでありますが、いじめから子どもたちの生命と尊厳を守り、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、子どもや保護者のほか関係機関や地域住民からのいじめに係る相談・通報に応じるとともに、いじめの初期段階、いじめが疑われる段階から学校・教育委員会・関係機関等と連携して事案に対処することにより、いじめの重大事態に至る前の段階での早期解決を目指すものであります。

次に、分掌事務につきましては、いじめに係る相談に関すること、いじめに係る対応に関すること、いじめ防止対策の推進に関すること、いじめに係る関係機関及び地域住民との連携及び調整に関すること、いじめやその他の要因による不登校児童生徒への支援に関することとしております。

次に、組織体制についてでありますが、市長部局にいじめ対策専門部署を設置している政令市や中核市を参考として、課相当以上の組織の設置を考えております。

次に,職員配置につきましては,福祉職経験者等の職員を配置するほか,会計年度任用職員として,スクールカウンセラー,スクールソーシャルワーカー,教職経験者,警察経験者の配置,また,弁護士資格を持つ職員の配置を考えております。

続きまして、いじめ対策専門部署の主な役割についてであります。まず、いじめの未然防止・早期発見に関する役割としましては、いじめに係る相談窓口の整備、いじめの初期段階からの迅速な情報共有、専門職の意見を踏まえたいじめの正確な認知、関係機関・地域住民との連携、いじめ防止対策の推進に取り組んでまいりたいと考えています。

次に、いじめの早期対応・早期解決に関する役割としましては、学校いじめ対策組織への支援、いじめを受けた児童生徒と保護者への支援、いじめを行った児童生徒と保護者への支援、いじめを受けた児童生徒の人権を尊重する立場からの救済措置に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、重大事態への対処に関しましては、いじめ防止対策推進法第28 条の規定による重大事態に関する調査を行うための組織について、本市に おいては、教育委員会の附属機関である旭川市いじめ防止等対策委員会が 調査を行うこととされていますが、現在調査中の事案に関し、様々な御指 摘を頂いていることを踏まえ、事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は

- 2 -

保護者の希望等により、必要と認めるときは、市長、あるいは市長が設置する附属機関が調査を行うことを含め、他都市の事例も参考としながら、調査組織の検討を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、協議事項 (2) 「いじめ対策に係る地域連携について」であります。資料 1-2 を御覧ください。

この取組の趣旨としましては、地域全体で市民の総力を挙げて、いじめの防止に取り組み、子どもが安心して学び、生活することができる環境を整備するため、市内の事業者や団体等に対し、子どもの見守り・声かけや、いじめ防止のPRなど、いじめ防止等の取組への協力をお願いするものであります。

これまで、事業者や団体等に協力を打診し、賛同を頂いたところであり、今後、連携協定の締結など、具体的な連携方法等について、協議を進めてまいります。

長

ただいま、協議事項 (1)「いじめ対策専門部署の設置について」及び協議事項 (2)「いじめ対策に係る地域連携について」、御説明をいただきました。委員の皆様からの御発言などございますでしょうか。

近藤 委員

市

いじめに係る相談窓口の整備ですが、いじめ対策専門部署では、資料1-1でお示しのとおり、SNSやスマホアプリなど、現在子どもたちが利用しているツールが盛り込まれていると思いますが、子どもたちにとって、遠慮なく相談できる窓口がたくさんあるというのが理想だと考えます。7月26日に開催された中学生による生活・学習Actサミットの中で、子どもたちからは、自分たちの身近な場所である公民館にもその窓口を設置してほしいという意見も出たということを聞きました。そのため、相談窓口の整備をする際には、子どもたちからたくさん意見を聞き取りした上で、決めていただきたいと思います。また、その時々で子どもたちの間で流行っているツールがどんどん変わっていくと思います。それを敏感に察知して、相談窓口を増やしていけるような整備もしていくことが大切だと考えております。

本 田 委 員

先日行われた生活・学習Actサミットの話がございましたが、今年で7回目と伺っております。私も数度協力者として参加したところですが、子どもたちはいじめに対して、真剣に他人事ではなく、自分のこととして、話し合う土壌はできつつあると私は思っております。生徒たちにお願いしているのは、ここで話し合われたことが、各学校において、生徒会の役員として、他の児童生徒に広めていただきたいという話を今年もさせていただきましたが、子どもが求める窓口は大人が思っている窓口と、違う視点もあるという貴重な意見が出たことを私も聞いておりますので、そのような意見も参考にして今後、相談窓口を整備する際は、広げていただくことも大事だと思います。

加えて、学校現場では、学力の問題、いじめ、生徒指導事案等の対応が迅速に求められている時代であり、このいじめ対策専門部署の設置が、今後一層、校長を先頭として、組織立った動きとなっていくことが望まれると考えます。担任などが抱え込むことなく、組織体制を強化するためで、自己などので、自己などので、自己などので、自己などので、自己などので、自己などので、自己などので、自己などので、自己などので、自己などである。ことによって軽減され、未然防止・早期発見、早期対応、再発防止という、生徒指導のサイクルに資する組織であってほしいと考えます。そどもたちにとって安心を対している場所であり、子どもたちが全力でチャレンジできる環境づくりのために、当る場所であり、子どもたちが全力でチャレンジできる環境づくりのために、自己な地間になっていくことを願います。

ただいま、近藤委員、本田委員から、貴重な御意見をいただきました。

市

特に、相談窓口の重要性について、子どもたちの立場に立った目線で、その都度情報を入手し、より相談しやすい窓口をとの御提案があったところでございます。先日の生活・学習Actサミットを踏まえて公民館にもというお話がありました。当日の意見でも、LINEなど気軽に相談できる窓口でありましたり、誰にも気付かれず安心して相談できるよう、スクールカウンセラー等と相談できる場所を学校以外にも設置してほしいという要望もあったとお伺いをしております。いただいた御意見を踏まえて、検討を進めていただきたいと思います。

それでは、次の協議事項に移りたいと思います。協議事項(3)「「(仮称)いじめ防止条例」の制定について」、説明をお願いします。

学校教育部長

「(仮称) いじめ防止条例」の制定につきましては、本年度の第1回総合教育会議において、内容やスケジュール等について説明させていただきましたが、本日は、その後の取組の進捗状況や骨子案の作成に向けた検討内容、今後のスケジュール等について、学校教育部辻並次長から説明させていただきます。

迁並学校教育部次長

「(仮称) いじめ防止条例」の制定について、取組の進捗状況等について御説明いたします。初めに、資料2-1を御覧ください。

「(仮称) いじめ防止条例」制定のスケジュールにつきましては,5月13日に開催した総合教育会議において,条例制定の基本的な考え方等も含め説明させていただき,これまで,スケジュールに沿った形でおおむね順調に取組を進めてきたところであります。

総合教育会議後の取組について概要を申し上げますと、市全体の取組として、5月19日の庁内検討会議のほか、7月には、条例検討部会を資料のとおり開催しております。

教育委員会の取組としては、6月30日、7月11日にいじめ防止条例の制定に係る懇話会を開催するとともに、7月7日には、旭川市いじめ防止等連絡協議会を開催し、条例制定についての協議や意見聴取などを行っております。

また、7月26日は、今津市長にも子どもたちへのメッセージをいただきましたが、市内の全中学校の代表生徒が一堂に会する生活・学習Actサミットを開催し、条例制定の周知と、条例に盛り込むいじめ防止に向けた児童生徒の心構え等について協議を行ったところでございます。

次に、資料 2-2 を御覧ください。本資料は、条例制定の拠り所となる、「旭川市のいじめ対策」の基本的な考え方を表したものです。

本市の現状認識といたしまして、いじめの「未然防止・早期発見」,「早期対応・早期解決」,「重大事態への対処」において、それぞれに改善すべき課題があると捉えております。

そのため、「(仮称) いじめ防止条例」において、「学校・教育委員会の体制強化」や、「いじめ対策専門部署の設置」、「関係機関や地域住民との連携」について条例に明記し、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整備するなど、教育・行政・地域の連携による「旭川モデル」の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「(仮称) いじめ防止条例」の骨子案の作成に向けた検討内容について御説明いたします。資料 2-3 を御覧ください。本資料は、「(仮称) いじめ防止条例」骨子案に記載する内容の概要を示したものであり、この資料をもとに、庁内検討会議や懇話会等において、検討及び意見聴取を行っております。

条例には、目的、定義、基本理念を示すとともに、「市及び教育委員会の責務」、「学校及び教職員の責務」、「保護者の責務」、「児童生徒の心構え」、「市民、地域活動団体、事業者などの市民等の役割」、「関係機関の役割」を明記したいと考えております。

また、基本的施策等として、「いじめ防止基本方針」、「組織」、「未然防

|止,早期発見」,「早期対応・早期解決」,「重大事態への対処」の5つの項目について,市長及び市長部局,教育委員会,学校の三者の取組を,条例に盛り込んでいきたいと考えております。

市長及び市長部局による主な取組といたしましては,「未然防止・早期発見」において,市に、相談窓口を設置し、広く周知することのほか,市のいじめ対策専門部署が,教育委員会及び学校といじめに係る情報の一元化を図り、関係機関等と連携し対応することについて記載したいと考えております。また,市立学校以外の学校等に対し、協力を求めることができることについて記載したいと考えております。

「早期対応・早期解決」における、市長及び市長部局による主な取組といたしましては、市が相談、通報等を受けたときに、いじめを受けた児童生徒とその保護者を救済することや、市が、相談、通報等を受けたときに調査を行うことができること、市が、市立学校における対応に関わり、必要な支援及び協力を行うこと、市長が、市立学校等に対し、いじめを受けた児童生徒を救済するために必要な措置を講ずるよう要請等を行うことができることについて記載したいと考えております。

「重大事態への対処」につきましては、組織による調査の在り方等について、記載したいと考えております。なお、この部分につきましては、現在行われている重大事態の調査結果及び提言内容を踏まえ、骨子案に内容を反映してまいりたいと考えております。

学校・教育委員会の取組については、いじめ対策を強化するために、今年度から新たに行っていることや、これまでの取組を更に充実させて行うこと、また、重大事態の調査を行っている旭川市いじめ防止等対策委員会から今後示されるいじめの再発防止策などを骨子案に反映させてまいります。

先ほども申し上げましたが、これらの項目・内容について、条例制定に向けた懇話会の参加者や、有識者等から御意見をいただきながら、条例への位置付けを検討しているところであります。骨子案がまとまりましたら、総合教育会議において、市長にも説明・報告させていただきます。

次に、資料2-4を御覧ください。先ほど、条例制定のスケジュールについては、おおむね当初の予定どおり進められていると御説明いたしましたが、市長部局のいじめ対策専門部署の設置に関わり、有識者から御意見があり、御意見を踏まえ、条例制定のスケジュールの変更について検討しなければならない状況となっております。

有識者からは、「まずは、重大事態の事案について、学校・教育委員会の課題の検討や再発防止の対応がなされ、その上で、市長部局における対応を検討するべきではないか。重大事態の調査の最終報告がなされる前に、これらを検討することは無理があるのではないか。」といった御意見がありました。

当初の予定では、7月中に骨子案を作成、8月から9月にかけてパブリック・コメントを実施、その後、パブリック・コメントの結果とともに、重大事態の調査を行っている対策委員会からの再発防止策を反映させて素案・案を作成、12月の第4回定例市議会で審議をしていただき条例を制定するというスケジュールを考えておりましたが、有識者の御意見を踏まえまして、変更案にお示ししたように、8月に重大事態の調査の最終報告が示された後、その再発防止策等を反映させた骨子案を10月中に作成し、その後、11月にかけてパブリック・コメントを実施し、令和5年の第1回定例市議会で審議していただき条例を制定するというスケジュールに変更したいと考えております。なお、条例の施行については、令和5年4月を目指すということについては変更はございません。

ただいま、協議事項(3)「「(仮称)いじめ防止条例」の制定について」、 御説明をいただきました。委員の皆様からの御発言などございますでしょ

Ť

うか。

滝 山 委 員

条例を新たに制定することは非常に重たいことだと思っております。い じめはクラス、学年、学校の中だけではなく、様々な場所等で発生するも のであるため、条例を新たに制定することにより、保護者や地域の方々等 にもいじめが重大な問題であることを認識していただき、地域社会全体で いじめ防止に向けた取組を進めることが非常に重要なことであります。制 定に向けては今後も、関係機関等の様々な意見を踏まえながら、内容の充 実を図っていただきたいと思います。児童生徒や保護者にも、重大さを認 識していただければ、有効な活用ができると考えます。

田委 員

再び生活・学習Actサミットでの内容となりますが、今回、生徒たち が学んだことは心構えであり、条例の中に盛り込む予定であるとのことで したが、私の講話の中で、最後に、構えには三つあるというお話をさせて いただきました。今日学んだ心構え、そして身構えと物構えです。条例に ついては物構えではないかということ,では身構えとはという話をしたと ころ,それが,先ほど話した他人事ではなくて,自分のこととして考える こと,これが身構えであるということを生徒にはお話をさせていただきま した。この制定が、子どもたちの未来が、明るく切り開かれていくもので あるために、大人が考え、そして子どもたちがそれを受入れ、旭川に住む 子どもたちの未来が明るくなるという、このねらいが何より大事ではない かと思います。組織や働き、機能などについては、制定されてから徐々に 具体化されていくものと思いますが、何より子どもたちが明るい笑顔を持 ってこの旭川で成長していくこと、喜びを感じることがこの条例の本当の ねらいではないかと感じたところであります。学校は校長が先頭となって, 職員をまとめ、組織で持って、様々な課題に対応するものであると私は思 っていますから, 研修活動についても, この条例を先生方にも学んでいた だくことも当然ですし、具体的にどんな動きを学校が行っていくべきであ るかということを意見交流しながら、組織を強化していくことが望まれる のではないかと感じております。

長

ただいま、滝山委員、本田委員から、貴重な御意見をいただきました。 |いただいた御意見を踏まえて,条例制定の検討を進めていただきたいと思 います。

それでは、私から、報告事項として説明がありましたいじめの重大事態 の調査についてお話をさせていただき、その後、本日の協議事項について お話をさせていただきます。

初めに、いじめの重大事態の調査についてでございます。対策委員会に おいては、最終報告の目処が8月末と示されておりますが、一刻も早い真 相究明を図るとともに、私からの質問書に対する回答内容や、6月21日 の御遺族からの意見書において強い不満が示された事実をしっかりと受け 止め、最終報告に向けて誠実に対応していただくことを強く希望しており ます。

そのため、教育委員会には、今後も引き続き、円滑な調査の実施に向け て、対策委員会への支援に全力を尽くしていただくようお願いいたします。 次に、本日の協議事項に関わるいじめの再発防止策についてです。現在、

子育て支援部長を会長とした関係部局の課長級職員をメンバーとする3つ の庁内検討会議が設置され,それぞれの部会で協議が行われるとともに, 有識者からの聴き取りや懇話会などが実施され、市長部局におけるいじめ 対策専門部署の設置や「(仮称) いじめ防止条例」の制定に向けた取組が 進められております。

そうした中, 先ほど, 教育委員会から, 有識者の御意見を踏まえた条例 制定に向けた新たなスケジュールが示されましたが、私としても、議会審 議等のスケジュールの変更を行うことは、条例の内容の充実に繋がるもの であり、望ましいことと考えております。

市

今後も, 庁内検討会議での議論はもとより, 有識者や関係機関の皆様, 保護者・児童生徒、パブリック・コメント等における貴重な御意見等を生 かしながら, 専門部署の役割や条例の内容の充実を図り, 旭川市が, 子ど もの命と尊厳を守り、子どもたちが安心して学ぶことができるまちであり 続けることができるよう,「旭川モデル」の構築を着実に進めていただく ようお願いします。

教育長からも御発言があれば、お願いします。

教 育

初めに、重大事態の調査に関わってであります。教育委員会といたしま しても、市長から示されたお考えと同様の認識であり、中間報告に対する 所見書においては、御遺族の切実な思いが述べられておりましたことから、 そのことを真摯に受け止め、調査に生かしていただくよう対策委員会の委 員長に伝えており、その後、対策委員会では、御遺族への聴き取りを複数 回行うなど、対応いただいているところであります。

現在,対策委員会では,最終報告の答申に向けまして,懸命に調査が進 められているところでありますが、何より8月末までに調査結果がまとめ られ、その結果について御遺族にも御理解いただけることを第一に考えて いるところであります。

教育委員会といたしましては、引き続き、調査が円滑かつ御遺族に寄り 添いながら進められるよう、適宜、進捗状況を確認し、最大限の努力を払 ってまいりたいと考えております。

次に、いじめの再発防止策についてであります。「(仮称) いじめ防止条 例」の制定に向けましては、本日御説明がありましたとおり、これまで条 例検討部会や懇話会,生活・学習Actサミット等において,関係部局は もとより、有識者や児童生徒等からの意見や考えを伺ってきているところ であります。

今後も、先ほど市長からお話がありましたとおり、関係機関や市民等か らいただく貴重な御意見を生かし、また、いじめの重大事態の調査結果の 反映に努めるなど、条例内容の充実に向けた作業を進め、令和5年第1回 定例会に提案し、来年度からの施行を目指し、しっかりと取り組んでまい りたいと考えております。

また、第1回総合教育会議において、教育委員会の今年度のいじめ対策 の強化についても協議させていただいておりましたが、その後、いじめ対 策を担当する次長が全ての小・中学校を訪問いたしまして、改定した旭川 市いじめ防止基本方針に基づく、学校の組織的な取組や、教員の指導力・ 対応力の向上を図る取組等について指導・助言を行うなど,学校における いじめ対策に努めてまいりました。

各学校においては、法に基づくいじめの積極的な認知や対処、いじめに 係る教職員の研修やいじめ防止に資する授業の実施等が着実に進められて いるところであります。

今後も、市長部局との連携を密にし、いじめ対策に関する組織や条例の 検討を進め、旭川モデルの構築を目指すとともに、学校でのいじめ対策に 取り組み、本市の児童生徒が安心して学び、生活できる教育環境の整備を 進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、協議事項(4)「その他」となりますが、全体を通して、御意 見等はありますでしょうか。

各 委 長 ありません。

御意見等ないようですので、以上をもちまして、令和4年度第2回旭川 市総合教育会議を閉会いたします。本日はありがとうございました。

《閉 会》

- 7 -

市

市